

令和4年度

# 保育補助者雇上費 貸付事業のご案内

1

保育補助者を  
雇用して、保育士の  
負担を減らして

**離職防止!**

2

保育所等で  
人材育成して

**保育士確保!**

3

保育補助者の  
雇用にかかる  
**費用お貸し  
します**

4

保育補助者が  
保育士資格を  
取得したら  
**返還免除**

## ● 貸付対象の施設・事業所（公立を除く）

ア 認可保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 小規模保育事業

ウ 事業所内保育事業

エ 企業主導型保育事業



## ● 保育補助者（令和3年12月29日以降に雇用開始している保育補助者が対象）

- ① 子育て支援員研修の受講または保育に関する40時間以上の実習の受講
- ② 週20時間以上勤務
- ③ 貸付期間中に保育士資格取得を目指すことを誓約した書類の提出

申込  
期間

令和4年4月1日(金)～令和4年12月28日(水)

詳しくは裏面もご覧ください➡



● 募集件数：

年間5件以内（予算の範囲内）

● 貸付金額：

1ヶ所あたり 年額 2,953,000 円以内

● 対象経費：

保育補助者の給与、諸手当、福利厚生費、社会保険料の事業主負担分等

● 貸付期間：

保育補助者が勤務する期間（最長3年間）

※保育補助者が保育士資格を取得したときは貸付額を免除し、貸付を終了します。

● 実績報告・精算：

原則年度ごとに実際にかかった雇上費について実績を報告いただき、実績額が貸付金額に満たない場合には、その差額分を返金していただきます。

● 返還免除：

保育補助者が勤務しながら貸付期間中に保育士資格を取得したとき、または貸付期間終了後1年以内に取得したとき。

● 利 子：

無利子

ただし、定められた期日までに正当な理由がなく返還されない場合は、延滞利子を徴収します。

● 連帯保証人：

申請には、2名の連帯保証人が必要となります。

● 申込方法：

三重県社会福祉協議会のホームページから、様式等をダウンロードしてください。



お問合せ先

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 三重県保育士・保育所支援センター

TEL: 059-227-5160 FAX: 059-222-0170 (受付時間: 9時~17時)